

公 告

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可の告示（平成16年11月5日京都府告示第627号）がありましたので、同法第66条の規定により、事業の施行について、次のとおり公告します。

平成16年11月22日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業
3・4・133号 梅津太秦線

2 施行者の名称

京都市

3 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市建設局街路部立体交差課

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

京都市右京区太秦垣内町、太秦一ノ井町、太秦蜂岡町、太秦東蜂岡町、
常盤仲之町、常盤村ノ内町及び常盤東ノ町

(2) 使用の部分

なし

(建設局街路部立体交差課)